

環岐阜地区医療介護情報共有協議会設置要綱

(設置)

第1条 病院、診療所、歯科診療所、薬局、介護施設等のスムーズな連携を促進し、質の高い地域医療連携および地域包括ケアの実現を図るため、医療から介護に至る相互に必要な情報を共有する医・歯・薬・介護連携ネットワーク「TGP ネットワーク」の構築及び運用を担う、環岐阜地区医療介護情報共有協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) TGP ネットワークの構築に関すること。
- (2) TGP ネットワークの運営・維持に関すること。
- (3) TGP ネットワークの発展に関すること。
- (4) その他、前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、環岐阜地区（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）を中心とし、岐阜市を含む、医療・介護を担う団体の推薦する委員をもって構成する。

(役員)

第4条 構成される委員の中から協議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときはその職務を代理する。
- 4 協議会に、運用監査責任者1人、会計監査責任者1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 運用監査責任者は、TGP ネットワークの運用及び個人情報の管理の状況について監査する。
- 6 会計監査責任者は、TGP ネットワークを運営するにあたり、協議会の会計管理の状況について監査する。
- 7 運用監査責任者及び会計監査責任者は、必要に応じて、監査実施の補助者を指名することができる。
- 8 この協議会には、顧問を置くことができる。
- 9 顧問は、会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議の議事において、議決をする必要があるときは、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、同一の団体に所属する者を代理人として出席させ議決権の行使を委任する方法、又は出席委員を代理人として選任する方法で議決権を委任することができる。
- 5 前項の場合で、出席委員を代理人として議決を委任した場合、第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 協議会は、会議の決議の目的である事項について郵送・電磁的方法等による書面決議をとることができ、委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第6条 会議については、議事録を作成するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門的な事項について協議するため、必要な専門部会を置くことができる
2 専門部会の設置及び運営については、会長が会議に諮って別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、一般社団法人羽島郡医師会内に事務局を設置する。

(本要綱の変更)

第9条 この要綱は、会議の議事において委員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年2月28日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年2月14日から施行する。